

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第339号
平成30年7月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



いなべん だべんく 田舎弁護士の駄弁句 ②⑦

腎臓を 提供すると 言いし妻
7年経って 一心同体

平成24年6月28日 (腎移植)
青空浮世乃捨



この駄弁句を詠んでから、6年が経過しました。妻からもらった腎臓は、他の内臓より元気です。妻と子と孫と始めたキックボクシングも、間もなく2年となります。ここまでやれるとは思いませんでした。もらった腎臓に感謝です。御苦労様です。ありがとうございます。

6年が経過した現在の腎臓の状態を詠みました。

田舎弁護士の駄弁句 ②⑧

腎臓の 提供受けて 丸6年
手加減嬉し キックとパンチ



平成30年6月28日 (移植後丸6年経過)
青空浮世乃捨

腎臓を提供した人(ドナー)も腎臓をもらった人(レシピエント)も運動はできるのですが、格闘技は禁止されています。でも調子に乗ってキックボクシングの真似事をしています。妻も子も孫も手加減してキックもパンチも出してくれます。それでもときどき痛いこともあります。その痛みは嬉しい痛みとなり、ジワリと心に染み込んできます。

田舎弁護士の駄弁句 ②9

思い出と

希望の狭間に

現在がある

楽しみ尽くせ

今という一瞬



平成30年6月30日

青空浮世乃捨

時間とは、「過ぎ去っていく時の流れ」とか「時の流れのうちの一定の期間」とか「時の流れのうちのある一瞬」などと解説されています（いずれも角川必携国語辞典）。

先日「時間は、物理的に存在するものなのか？」という問題提起を受けました。未熟ですが、思い出（過去）と希望（未来）の間に今（現在）があるという心理的なものが時間ではなからうか、などと思うようになりました。物理的には、時間は存在するかどうかは私には分かりません。どなたか教えて下さい。

いい思い出（過去）を残し、いい夢（未来）を持つために、今という一瞬を全力で楽しみ尽くすことが、人生を楽しむということではなからうか、などと我田引水の「心理的物理學」を思いつきました。もうすでに正常ではなくなっている気もしますが・・・。

ですが、般若心経には、「色^{しき}即^{すくば}是^{くわう}空」という言葉があります。物はあるように見えてもなかったり、ないように思えてもあったりする。あるもないも心次第という解釈もできそうです。「即是」とは、「即ち是れは」ということですから「イコール(=)」ということです。「あることイコールないこと」となりそうです。逆も言えます。「ないことイコールあること」となります。時間があるかどうかはともかく、今という一瞬はあります。そして今という一瞬しかないのです。今あるこの一瞬を楽しみ尽くしましょう。

『病を楽しむ生き方を語る その1』



『病を楽しむ生き方を語る—その1』の原稿ができました。いつものように発刊する前に、この事務所便り『的外』をお読み戴いている皆様にその骨子だけでも紹介させて戴きます。

「まえがき（病を楽しむ生き方を語る理由^{わけ}）」を紹介します。

これまでの医療に関する本は、もうお読みになった方もおられると思いますが、2007年4月に第1冊目を発刊していますから、既に11年が経過しています。共著者である私達夫婦の考え方、ものを観る目も大きく変わりました。また、医療も世界も変わりました。

私達が黄色い本を書き続けてきたこの11年間という時を経て、平成が終わろうとしている現代は、医療の世界は根本的に変わる時、つまり変革の時代に入っているような気がしています。

医療の世界がいまどのような方向に変わるべきかを論じる上で、患者とその妻の視点で述べてきた黄色い本シリーズは、医師の視点とは違う点があり、何かの役に立つのではないかとの思いもあります。

のみならず、これまでの黄色い本の中には、苦痛の代表とも思える病をどのようにして楽しむことができるようになったかが分かるような部分が少なからずあります。その部分を見直すことは、『病

を楽しむ生き方を語る』という本のスタートとしては的を射ている
気がします。『病を楽しむ生き方を語る—その1』の「まえがき（病
を楽しむ生き方を語る理由）」の全文を転載します。間もなく発刊
される本も是非お読み下さい。

まえがき（病を楽しむ生き方を語る理由）



平成30（2018）年2月24日にいなべんの医療に関する本（黄色い本）『あきらめなければならぬ、あきらめてはならぬ—癌体験記』を発刊しました。黄色い本シリーズは、19冊となりました。

同年5月12日に『癌体験記出版記念講演会と病気と生き方を語る集い』を開催しました。想定をはるかに超える反響がありました。

高齢化社会となりました。特に東北の片田舎の当地方では、高齢化は著しく、3人に1人以上の割合で65才を超えています。年寄りの割合が増えただけでなく、年寄りとなつてからの人生が長くなりました。当然のことですが、病気を持つ人も増えています。

そのような状況の中で、「病気と生き方」というテーマに関心のある方が多くいるだろうことを予測はしていましたが、その関心の度合いの高さ、深さには驚かされています。病気は他人事ではなく、自分自身の問題であり、自分にとって大事な人の問題であり、放置できない状況となっているのです。本を読んだ方、講演を聴いた方

からの問い合わせは今なお続いています。



病気にはなりたくないと思っても、高齢者にはなりたくないと思っても、それを回避する方法はありません。自分が年寄りになるということは、自分にとって大事な人も年寄りになるということです。これは、誰にとっても受け容れなければならない事実です。あきら（明）めなければならないのです。最近では、「人生百年」と言われるようになっていきます。高齢者の時代は長く、病気と向き合う時間と、介護をされたり介護をしなければならない時間が長くなっていきます。

高齢者となっても、病気になっても、介護される立場となっても、介護する立場になっても、生かされている間は生きていることを楽しみ尽くさなければならないのです。

そのためにどうしたらよいのかと、どのような状況となっても、人生を楽しむ生き方を見つけ出さなければならないのです。これは難しい問題ですが、とことん考え抜かなければならない人類の課題です。考え抜いて、その方法を実践することはあきら（諦）めてはならないのです。



夫は42の厄年から35年間のうち前半の20年間は薬漬け、後半の15年間では10数回の手術と人工透析などを体験しました。後半の15年間には死を覚悟したこともあり、臨死体験らしきこともし

ました。

これらの体験の中で学んだことは沢山あります。そして得た生き方は、年をとろうと、病気をしよう、生かされているうちはその一瞬一瞬を楽しみ尽くさなければならない、ということでした。

誰だって、年を取りますし病気にもなります。介護してもらったり、介護してやらなければならない立場にもなります。高齢と病気を、そして介護をしてもらうことも介護をしてやることさえも楽しまなければ、高齢化社会、人生百年と言われる現在、折角この世に生まれてきた甲斐がありません。

私達は、夫と妻はいっしょに歩み高齢者となり、病人となり、多くの体験をし、「人生は身の回りの人といっしょに楽しみ尽くすのみ」という『いなべんフィロソフィー』（田舎弁護士夫婦の生き方の知恵）を確立できました。



夫は、これまで多くの病とその治療に、多くの時間と労力と知恵を使い、多くの人の支えをもらい、なんとか後期高齢者と呼ばれるまで生きてこれました。

妻は、夫をサポートしながら食事療法を実践してきました。夫が健康を取り戻すと同時に、56才で栄養学を学ぶため大学に入学し、栄養士の資格を得ました。もう還暦を過ぎ、事業家の真似事を始めました。



私達夫婦がここまでやれてきたのはポジティブ（前向き）な生き方と、「運がよかった」ということに尽きるというのが実感です。そして、夫の病気が切っ掛けとなり、多くの経験ができ夫婦共々成長したと確信しています。まさに苦難福門だったのです。

この体験に基づき夫婦の共著で医療に関する印象というか思いを『いなべんの医療に関する本』（黄色い本）シリーズとして 19 冊発刊しました。この本で、20 冊となります。



これを一区切りと考え、『病を楽しむ生き方を語る』というタイトルで、夫が後期高齢者と呼ばれるようになって丸1年が経ち、妻も還暦から1年が経ち病院通いが目に見えて多くなった今日「病を楽しむ生き方」という病に対する向かい方を語ることにしました。

夫は、妻のサポートで元気を取り戻していますが、なにせ後期高齢者です。この先は分かりません。妻も最近では病院通いが日課となっています。病を楽しむ生き方は、これから本番を迎えることになります。病を楽しむ生き方は、誰のためでもないのです。私達夫婦の問題なのです。

夫は、『老いを楽しむ生き方』については、『年寄のための童話』というタイトルで平成 26 年 12 月 26 日に『長生きを楽しむコツ』（桜色の本）シリーズの第 1 巻を発刊してから既に 14 巻まで発刊しました。今後も発刊し続けます。

この本は、『長生きを楽しむコツ』シリーズと合わせて『老い・

病を楽しむ生き方を語る』という人生を楽しむための知恵を語る本と捉えて戴ければ幸甚です。



76才と61才まで生かして戴いている身としては、「人生百年時代」と言われている昨今、老い・病を楽しむ生き方を語ることで、世のため人のためになりたいという思いを込めて語り続けることにしました。

語るだけではなく、周りの人といっしょに楽しむことを実践していきたいと考えています。そのために、「老い・病をいっしょに楽しむ会」を立ち上げたいなどと、話合っています。浅学非才な私達には、荷の重い作業となりそうですが、ここまでの体験を振り返ってみますと、私達はそうするような縁の下に生まれてきたのではないかという思いがします。結果は気にしないでやれるだけ楽しんでやるだけです。

いささか大風呂敷を広げている気もしますが、その大風呂敷が一杯になるように一日一日わずかな時間でもワクワクしながら、小さな努力を積み重ね「塵も積もれば山となる」という結果になるように、そのような夢を楽しみながら書き、語り、楽しんでいきたいと思えます。

どのような本ができるか、読者諸氏に喜んでもらえる本となるか、結果はともかく、皆様に喜んでもらえるような本を書くことを目指



すことにします。

まず、そんな本を書くプロセス（過程）自体を、楽しく生きるアイテム（道具、手段）にしたいのです。この本を書くことそのものが「人生を楽しみ尽くすのみ」という哲学の実践なのです。

いい本が書けるかどうかは、運次第ということでしょうか。それはそれとして、夫婦で書くこと自体を楽しみます。幼児が絵を描くように夢中になれば、それこそ「老い・病を楽しむ生き方」の実践となるものと思います。

老い・病を楽しむ生き方とは、一言で言えばポジティブ（前向き）な生き方に尽きます。具体的には、「楽しいことだけをやる。やることは何でも楽しんでやる。嫌なことはしない。やる以上は、嫌だとは思わない。嫌なことは言わない。嫌な人とはかかわらない。やる以上、付き合う以上は楽しいと思いつ込む」ということになりそうです。

平成30（2018）年5月20日

（夫暦年齢76才・実年齢60才）

いなべん
田舎弁護士 千田 實

（妻暦年齢61才・実年齢48才）

専任栄養士 千田 加代子





新刊書

『岩手県奥州市の2つの住民訴訟のその後 (1) 駐車場用地事件』の謹呈



田舎弁護士の駄弁句 ③〇

裁判は コップの中の 議論かな
コップの外には 広い世界が

平成30年6月29日

青空浮世乃捨

裁判の世界は、法令と判例にだけ囚われ、そのコップの中から抜け出せないということは、47年間の弁護士体験から嫌という程味わいました。また今度もそんな思いをさせられました。この駄弁句はそんな思いを詠んだものです。

『岩手県奥州市の2つの住民訴訟』の一つ目の裁判について、平成30年6月29日に最高裁判所の決定書が届きました。それによりますと、最高裁判所は、「仙台高等裁判所第3民事部の判決が正しいかどうかについて審理しない」、と言うのです。一部の新聞記事や奥州市長は、「売却、違法性なし」とか「市の執行は適法であると認められた」などと述べていますが、最高裁判所はそのような判断はしていません。ただ、違法かどうかについては最高裁判所は審理しない、と言っているだけです。

その理由は、仙台高等裁判所第3民事部の判決には、憲法違反に該当するものはない、ということに尽きます。その判決が的を射ているかどうかについては、審理、判断しないというのです。

私は、仙台高等裁判所第3民事部の判決には、憲法に違反する判断があると主張しましたが、これまでの判決の傾向を考えると、最高裁判所は私の主張を認めてくれないのではないかと、という思いもありましたので、判例違反の主張もしていたのですが、これも「法令違反の問題はともかく、憲法違反に該当するとは思えないので、最高裁判所としては、審理しないことに決定した」というのです。

私は、そもそも、法令と判例しか頭になく極めて狭いコップの中の議論しかできない裁判には、多くを期待していませんでした。最高裁判所の決定が出る前に、常識とか世間というもっと広い世界に訴えたいとの思いで『岩手県奥州市の2つの住民訴訟のその後（1）駐車場用地事件』という本を平成30年4月30日付で発刊していました。

まだ、殆どの人に読んでもらっていませんが、この事務所便りをお読み戴いている皆様この一番にお読み戴きたく謹呈させて戴きます。

この本をお読み戴き、裁判という小さなコップの中で法令と判例だけを掻き回して出てきた裁判所の考え方に賛同するか、裁判所というコップの中から飛び出して、世間とか常識という広い世界を見渡して、善悪、当不当等を評価すべきかを考えてほしいのです。裁判は裁判官が法律的に納得すればよいのではなく、この世を生きる人間世界が納得できるかどうかが大事なのです。

私は、裁判という非日常的な行為は、時々、世間とか常識という日常生活から乖離し過ぎていると思えてならないケースがある気がするのです。民事裁判は、私人間の紛争を解決するものです。世間や常識



から乖離してはならないのです。



今回の仙台高等裁判所第3民事部の判決は、世間とか常識から著しく乖離しているものですから、最高裁判所で見直してもらいたかったのです。ですが、最高裁判所は憲法問題を審理すべき立場であるという法理論だけで、世間や常識に関しては一顧だにしようとしなくて、「仙台高等裁判所第3民事部の判決の内容が正しいかどうかの見直しはしない」、というのです。つまり、内容が的を射ているかどうかは審理しないという門前払いの決定を出したのです。そのため、極めて不当と思える仙台高等裁判所第3民事部の判決が確定してしまったのです。

そういうことは十分に予測されていましたので、『岩手県奥州市の2つの住民訴訟のその後（1）駐車場用地事件』を最高裁判所の決定が出る前に発刊したのです。そもそも私には法令と判例を掻き回しているに過ぎない裁判所の判断より、主権者である国民や住民自治の主役である住民がどう考えるかに初めから関心がありました。

まず、この事務所便りをお読み下さっている皆様のご感想を拝聴したいのです。そんな願いを込め、本書を謹呈させて戴く次第です。

いずれは、国民の考え方、住民の考え方に裁判は従うことになる筈です。裁判を国民や住民の為のものにする為には、国民、住民が賢くならなければならないのです。国民や住民が考える人になるための情報を提供し続けたいと身の程をわきまえない夢を抱いているのです。

